

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会開催要綱

1. 目的

近年、国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）では、訪日外国人旅行者も含め、多くの来園者を迎えていることから、それぞれの苑地が持つポテンシャルをさらに引き出し、国民公園としての一層の魅力向上と活用を図ることが、重要な課題となっている。

北の丸公園は、1963年（昭和38年）に皇居外苑の一部に編入し、森林公園としての整備が進められ、1969年（昭和44年）に開園・一般開放された。その後、半世紀にわたり幅広く利用されてきた一方で、施設・設備の老朽化、樹木の劣化など、多くの課題を抱えている現状にある。また、今後見込まれるインバウンドの回復、景観や自然環境に対する意識の向上、苑内に存在する科学技術館等の文化施設の動向など、様々な社会情勢に対応した国民公園として整備を進める必要がある。

このため、北の丸公園の特性を活かした更なる魅力の向上を目指し、北の丸公園の今後の利用の在り方に関する検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 皇居外苑の一部を形成するという特殊な性格や歴史的経緯を踏まえつつ、現代にふさわしい北の丸公園の利用の在り方及びその実施に際し留意すべき事項
- (2) その他目的の達成のために必要な事項

3. 構成

- (1) 検討会は、公園整備等に関する知見を有する各分野の有識者7名で構成する。
- (2) 検討会において必要とする場合には、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができる。

4. 運営

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、検討会の議事進行を行う。
- (4) 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (5) 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から代理を指名することとする。
- (6) 検討会は原則公開とし、議事については議事概要を公開する。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開とすることができる。

5. 事務局

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課国民公園室に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することができる。

6. その他

上記の定めのない事項で検討会の運営に必要なものは、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。